

ウラジオストクにおけるPCR検査機関リスト

※日本の所定フォーマット(日英語併記・露英語併記)の使用が強く推奨されています。検査証明は、必ずご自身で不備がないかご確認ください。

検査機関名【現地語】	住所	電話番号	検査機関WEB	検査証明を発行する検査手法						検査から証明書受け取りまで	発行可能な検査証明
				核酸増幅検査 real time RT-PCR 法		核酸増幅検査 LAMP法		抗原定量検査 CELIA			
				鼻咽頭ぬぐい 液 Nasopharyngeal swab	唾液 Saliva	鼻咽頭ぬぐい 液 Nasopharyngeal swab	唾液 Saliva	鼻咽頭ぬぐい 液 Nasopharyngeal swab	唾液 Saliva		
Медицинский центр Асклепий (asklepiy)	ウラジオストク市ガマルニカ通り35	8(423)279-00-00	<a href="https://asklepiy-dv.ru/sdat-analiz-na-koronavirus-v-ovladivostoke/">https://asklepiy-dv.ru/sdat-analiz-na-koronavirus-v-ovladivostoke/</a>	○						11時までに受検すれば、当日中に陰性証明書の受領が可能。11時～15時の受検の場合、証明書の受領は翌日の12時ころ。15時過ぎの受検の場合、証明書の受領は翌日の午後となる。その日の検査人数が多い場合は、証明書の受領が遅くなる可能性あり。また、偽陽性で再検査が必要な場合には6時間ほど遅くなる。	日英語所定フォーマット対応(有料)
医療センターアスクレピイ											ロシア英語所定フォーマット対応(有料)
Медицинский центр Санас (sanas)	ウラジオストク市ストレロチナヤ通り2a	8(423)260-60-60(予約用番号) 8(423)220-28-72(病院の番号)	<a href="https://sanas.ru/">https://sanas.ru/</a>	○						①緊急検査(3,500rub+証明書500rub) 8時から14時30分までに受検すれば当日中に陰性証明を受領可 ②迅速検査(3,000rub+500rub) 検査時間は上記と同じで、翌日午前中に証明書受領可 ③普通検査(2,000rub+500rub) 検査時間は上記と同じで、翌日午後5時以降に証明書受領可	英語所定フォーマット対応(有料)
医療センターサナス											ロシア英語所定フォーマット対応(有料)
Тафи-Диагностика (Tafi)	ウラジオストク市ルースカヤ通り65b	8(423)242-56-60	<a href="https://www.tafimed.ru/catalog/analizy-po-tipu/COVID-19/995/">https://www.tafimed.ru/catalog/analizy-po-tipu/COVID-19/995/</a>	○						①通常検査 検査から24時間後(翌日)に陰性証明受領可能 ②迅速検査(通常検査より割高) 11時までに受検した場合、当日18時以降に証明書受領可能 日本に行く時のPCR検査代 2,500rub + 500rub 日本語の証明書	日英語所定フォーマット対応(有料)
タフィ診療所											ロシア英語所定フォーマット対応(有料)
Фастест	ウラジオストク国際空港内	8(999)501-48-12	<a href="https://vvo.aero/passengers/services/test-na-covid-19/">https://vvo.aero/passengers/services/test-na-covid-19/</a>	○						PCR検査のサービスもあるが、検体採取後、結果が出るまでに約1日を要する。日本の検疫所が求めているロシア出発前72時間以内の検体採取を満たすように調整して事前予約が必要である。 (参考: 抗原検査は、検査当日の結果交付可能)	英語所定フォーマット対応(有料)
ファステスト											ロシア英語所定フォーマット対応(有料)
Поликлиника железнодорожников	ウラジオストク市ヴトラヤクルゴヴァヤ 10	8(423)224-82-53								直接診療所で検査を行う場合の費用は、2,400rub。自宅への出張検査サービスの場合は、3,000rub。 ※厚生労働省の所定フォーマット <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000909645.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000909645.pdf</a> を印刷して検査時に持参(手交)すればこのフォーマットで検査結果の発給可能。厚生労働省の所定フォーマットの明示がない場合、病院の独自フォーマットとなるので要注意。	英語所定フォーマット対応(有料)
鉄道病院付属診療所				○							ロシア英語所定フォーマット対応(有料)

【留意事項】

※厚生労働省より、日本所定の検査証明フォーマット(日英語併記・露英語併記)の使用が強く推奨されています。

※検査機関に対して、日本の所定フォーマット(日英語併記・露英語併記)の使用をご依頼ください。

※検査機関より受領した検査証明は、必ずご自身で不備(記載もれ、誤記載等)がないかご確認ください。

#### 1. 検査証明書の記載

検疫手続時に提出が必要な検査証明については、細かく指定があります。日本入国前には以下の厚生労働省ホームページで最新条件を確認するようにしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

#### 2. 検査検体及び検査方法等

厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法等は、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825143.pdf>

#### 3. 所定の検査証明フォーマット

厚生労働省所定の日英語版及びロシア語英語版フォーマットは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されています。

・日英語版フォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799426.pdf>

・ロシア語英語版フォーマット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000909645.pdf>

#### 4. その他

(1) 日本における水際対策全体の概要は、以下をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(2) 海外から日本への入国時の手続に必要な情報を事前にオンラインで入力できるVisit Japan Webサービスを利用できるスマートフォンの携行が必要です。詳細については以下をご参照ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/visit-japan-web/>

(3) カムチャッカ地方及びマガダン州における検査機関

総領事館代表電話:+7 (423)226-74-81までお問い合わせください。